

## 令和7年度第1回福岡県国保共同運営会議 議事要旨（案）

○日 時：令和7年12月23日（火）15：00～16：10

○場 所：行政特別西（行政特1）会議室（Web会議）

○出席者：出席者名簿（別添）のとおり

### ○報告事項

#### （1）令和6年度福岡県国民健康保険特別会計の決算状況について

・県から、令和6年度の決算状況について報告を行った。

##### ＜概要＞

- ・令和6年度の決算は、歳入4,702億円、歳出4,629億円、収支は73億円の黒字。
- ・このうち、国への返還金等を除いた実質的な黒字額は約66.4億円、これについては、市町村へ交付する保険給付費の不足分や、国庫負担金の減への充当など、令和7年度中の収支対策として8.7億円活用し、残る57.7億円は県財政安定化基金（財政調整事業分）に積み立て、納付金額に急激な上昇が見込まれる場合の抑制に活用する。

##### ＜報告に対する主な意見＞

- ・意見なし

#### （2）子ども・子育て支援金分の納付金について

・県から、子ども・子育て支援金分の納付金について報告を行った。

##### ＜概要＞

- ・令和8年4月より、各被保険者の医療保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされ、県において「子ども・子育て支援金」分の国保事業費納付金及び標準保険料率を算出することとなる。
- ・「算定方式」は3方式、「応能割：応益割」は $\beta$ ：1、「均等割：平等割」は6：4とし、「標準的な収納率」は医療分等と合算した収納率を従来ルールに基づき算出、「賦課限度額」は国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の基準どおりの額とする。保険料水準の統一は、医療分等と併せてロードマップの中で検討していく。
- ・上記記載の方法により、子ども・子育て支援金の仮算定を行った結果、被保険者一人当たりの平均月額が245円（国試算250円）、一世帯当たりは363円（国試算350円）となった。
- ・第二期福岡県国民健康保険運営方針の改定案を提示しているが、来年度の中間見直しと併せて改定を行うこととしたい。

#### ＜報告に対する主な意見＞

- ・意見なし

#### （3）令和8年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について

- ・県から、令和8年度国保事業費納付金の仮算定結果について報告を行った。

#### ＜概要＞

・国が示した推計方法を用いて仮算定を行った結果、被保険者数は885,089人（▲2.9%）、1人当たり保険給付費は384,335円（+1.9%）、子ども分を含む納付金総額は1,414億円（+2.5%）、1人当たり納付金額は159,841円（+5.6%）となった。

なお、子ども分を除く納付金額は1,388億円（+0.6%）、1人当たり納付金額は156,901円（+3.6%）となった。

・令和8年度納付金算定は、医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）を0.9から0.8に縮小している。医療費水準が県平均よりも小さい32市町村では、 $\alpha$ の縮小により納付金額が354,626千円増加するが、緩和措置により市町村の実負担は63,351千円に縮小している。

#### ＜報告に対する主な意見＞

・令和6年度の決算剰余金について、1人あたり納付金に急激な上昇が見込まれる場合に取崩を行うとあるが、仮算定時点で1人あたり納付金は、医療、支援及び介護分だけでも昨年度より大幅に増加しているのに加え、今年度から子ども分も開始され、納付金の急激な上昇が見込まれる状況にあると考えるため、決算剰余金を可能な限り活用し、納付金額を抑えていただきたい。

→仮算定における1人あたり納付金の伸び+5.6%は、子ども・子育て支援金分が追加されるとは言え、非常に大きいものと認識している。国から提示される納付金算定に必要な各種係数の最終的な値をもとに、再度納付金の算定を行い、その結果と決算剰余金の額等を踏まえ、剰余金を活用した納付金の引き下げについて、検討を行う。

#### （4）福岡県国民健康保険運営方針の取組状況について

- ・県から、福岡県国保運営方針の進捗状況について報告を行った。

#### ＜概要＞

・国保運営方針に基づく令和6年度の取組として、財政収支、赤字削減・解消、医療費水準の格差、収納率・収納対策などの状況を報告。

#### ＜報告に対する主な意見＞

- ・意見なし

## （5）保険料水準の統一に向けた取組状況等について

- ・県から、保険料水準の統一に向けた取組状況等について報告を行った。

### ＜概要＞

- ・統一に向けた課題解決の取組を計画的・段階的に進めるため、今後の進め方、方針、達成時期等を取りまとめた「ロードマップ」の作成に向け、ワーキンググループ、幹事会・部会を中心に、検討・調整を進めている。主に、算定方式、保険料の賦課割合、標準的な収納率の設定、歳入・歳出項目の取扱い、統一の進め方・統一時期について、議論を行ってきた。
- ・制度周知チラシの作成・配付、県公式SNSへの投稿や特設ページの運営により、被保険者に対する周知に取り組んでいる。
- ・医療費水準の格差縮小に向け、医療費指数の高い市町村を「高医療費市町村」として指定し、県から医療費分析や効果的な保健事業等を提案するなど支援に取り組んでいる。

### ＜報告に対する主な意見＞

- ・市町村間の医療費水準の格差が縮小傾向であり、格差縮小に向けた取組状況においても進捗が見られる。しかし、さらなる市町村間の医療費水準の格差縮小及び医療費水準の低減が必要と考えるため、継続して取り組んでいただきたい。→統一を進めるに当たって、医療費水準の地域差の縮小を図ることは、重要な課題であると認識している。そのため、統一に向けた前提条件と位置づけ、取組の一つとして、高医療費市町村に対する事業支援を実施しているところ。県と市町村が連携し、まずは令和8年度までに全ての保健事業を実施することを目標として取り組んできたが、その目標は達成できる見込み。引き続き、第二期国保運営方針に記載している医療費適正化の取組や高医療費市町村に対する支援に取り組んでまいる。